

令和4年度福岡県包括外部監査の結果報告書(概要版)

福岡県包括外部監査人 西 秀雄

○本報告書の構成は次のとおり

項目の概要	本編頁	本概要版頁
第1 包括外部監査の概要(テーマ, 対象, 視点, 実施者等)	1	2
第2 監査対象の概要(県の状況, 施設の管理施策, 監査対象施設等)	3	3
第3 監査結果	43	5
I 監査の結果の記載方法(指摘事項及び意見の件数, 一覧)		
II 個別施設について	47	10
III 指定管理者制度について	203	44
IV 総合意見	217	7

○監査の概要などは次のとおり

項目	内容
監査テーマ	県有施設の管理運営に関する財務事務の執行について
監査対象期間	原則として令和3年度(必要と認めた場合は令和4年度及び令和2年度以前も対象)
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことが想定されている。 ○ 地方公共団体は早急に公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。 ○ 県は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本方針として、2017年3月に「福岡県公共施設等総合管理計画」を策定し、2021年3月までに個別施設ごとの維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期等を示す「個別施設計画」を策定。 ○ 「福岡県公共施設等総合管理計画」によれば、県が所有し、又は管理する公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係るコストは、50年間で約5兆3995億円(年平均約1,080億円)を要するものと見込まれており、県民の将来の財政負担に大きな影響を与える可能性がある。 ○ 県による県有施設の管理運営に関する財務事務の実施状況について正確に課題を認識し、各種規則等への準拠性(法規準拠性)のほか、各施設の管理運営事務の効率性、有効性、経済性を視点として監査の対象とすることは、その規模や重要性を踏まえると大変意義があることであり、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断。
監査対象部局等	総務部財産活用課・総務部行政経営企画課及び施設所管部局
監査の視点	<p>県有施設の管理運営に関する財務事務の執行について、県が実施する県有施設の管理運営に関する事業が、「長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現すること」、及び、「設置目的が達成されるような住民サービスの質、運営コスト、そして受益者負担のバランス」が達成されるよう実施されているか否かについて、法規準拠性、3E(有効性-Effectiveness、効率性-Efficiency、経済性-Economy)、真実性、公平性の視点から監査を実施。</p>
監査の実施方法	関係部署から提供を受けた県有施設の管理運営事務の執行に関する資料の閲覧及び担当者へのヒアリング、サンプリングによるアンケート調査及び施設の視察を実施。
監査実施者	<p>包括外部監査人 公認会計士 西 秀雄</p> <p>包括外部監査人補助者 公認会計士 弁護士 など合計9名</p>

○監査対象の概要は次のとおり

内容

(1) 県有施設の概要

県は、県有施設について県有建築物と公共インフラ施設の2つに大別し、その上で施設類型を17施設類型に分類し、管理を実施。

(2) 令和3年度予算の執行状況（単位：千円）

令和3年度は県有施設の維持管理のために約773億円を支出しており、平成29年度と比べると約149億円増加。

公共施設等の令和3年度経費実績

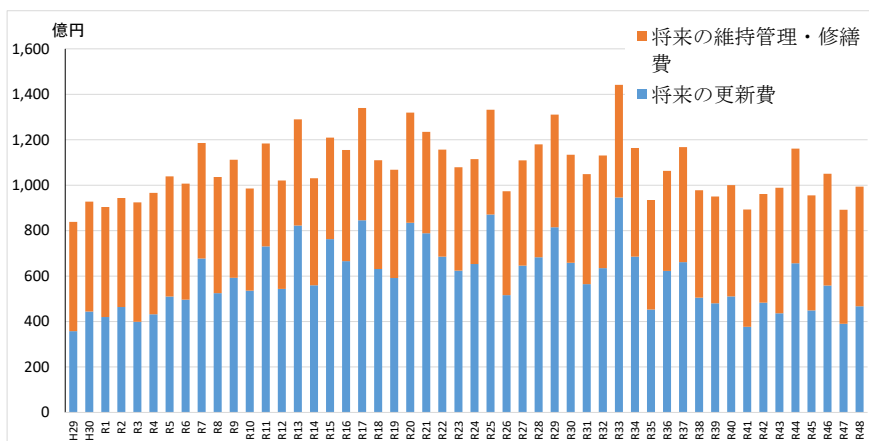
（単位：千円）

施設類型		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
県有建築物	庁舎等	2,573,125	3,169,156	4,271,600	4,250,243	4,446,458
	県民向け施設	10,402,137	4,546,470	5,670,058	5,264,156	7,496,960
	学校	7,563,953	10,520,122	10,526,337	11,783,079	12,245,032
	警察施設	2,511,699	4,066,025	2,643,426	3,215,282	5,163,774
公共インフラ施設	道路	13,098,000	13,684,000	14,621,000	14,314,000	17,259,000
	河川・ダム	3,020,739	3,215,173	3,221,525	4,362,036	4,712,442
	港湾	545,000	1,127,000	1,147,000	1,106,000	1,005,101
	海岸(海岸保全施設)	72,923	540,438	63,494	74,708	142,610
	海岸(海岸個別施設)	975,000	973,000	1,436,000	1,337,000	1,336,216
	砂防(地すべり防止施設)	20,000	32,051	55,210	69,400	218,998
	砂防(砂防関係施設)	532,420	549,877	567,333	584,789	602,246
	公園	696,363	530,128	475,567	640,000	536,941
	下水道	4,882,953	5,091,353	5,445,815	6,402,071	7,037,705
	県営住宅	8,050,757	7,602,655	7,449,243	8,045,791	8,165,124
	土地改良	1,140,924	957,482	495,000	1,592,690	1,228,994
	漁港	228,420	34,800	95,000	142,000	145,300
	治山	180,049	149,003	101,300	335,000	256,000
	企業局工業用水道事業施設	519,867	268,855	1,019,654	583,641	432,950
	企業局電気事業施設	236,022	212,893	110,174	223,223	433,996
	警察施設(交通安全施設)	5,159,592	4,964,249	4,453,362	4,583,758	4,524,558
合計		62,409,943	62,234,729	63,868,098	68,908,867	77,390,404

(出典 県提供資料「経費実績」を監査人が集計して作成)

(3) 県有施設の老朽化の状況

約20年後には建設後50年を超える施設の割合が増加し、今後50年の老朽化等対応経費を50年間で約5兆3995億円(年平均約1,080億円)と試算。



(出典：福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋)

(4) 県有施設の管理運営

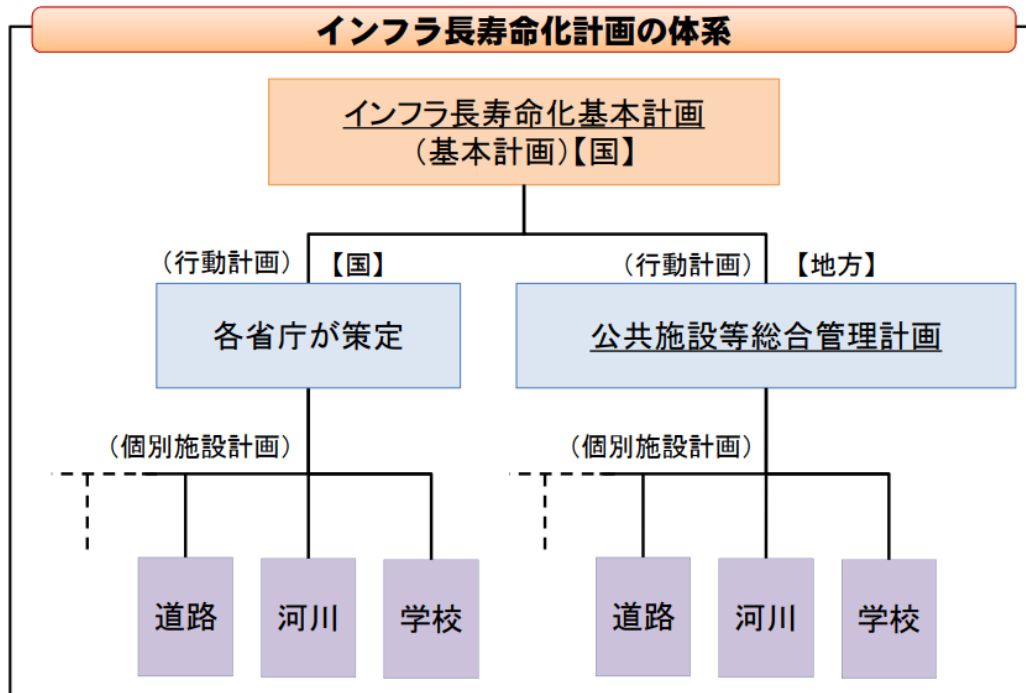
県有施設の管理運営については、県が直営で管理運営している施設と指定管理者制度を導入している施設

内容

があり、公営住宅を除いた公の施設数 88 施設のうち、令和4年4月現在で 42 施設に指定管理者制度を導入している。

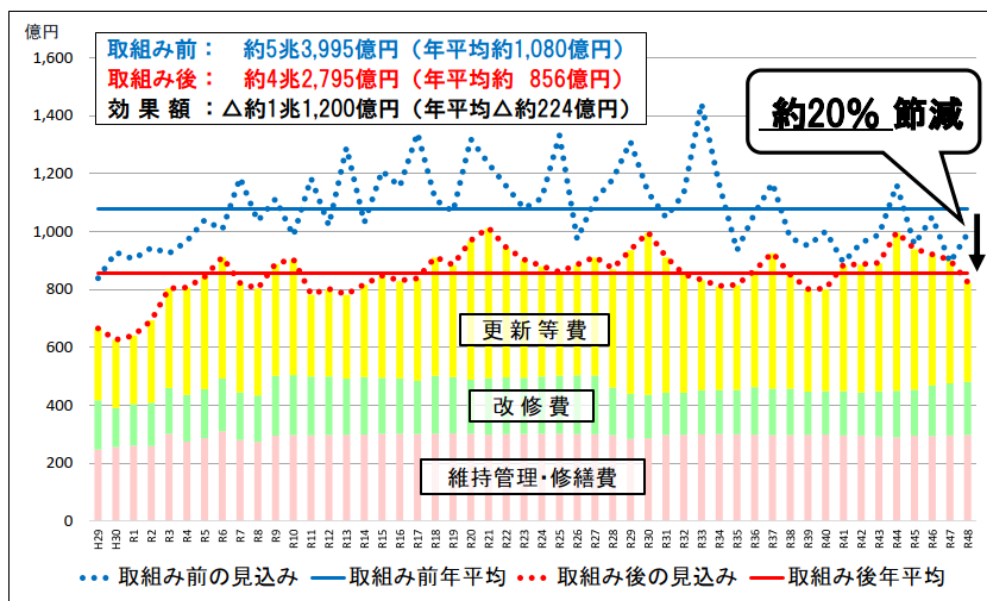
(5) 県の公共施設等総合管理計画について

財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適配置の実現のため、中長期的な視点による計画が必要であり、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針を取りまとめたものとして公共等施設等総合管理計画を策定。個別施設計画の指針となるものである。



(出典:総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の概要」より抜粋)

県は、計画の実施方針に基づく総合かつ計画的な管理により、維持管理・修繕、改修、更新等に係る 50 年間のトータルコストを約 20% 節減することを目標としている。



(出典:福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋)

○監査結果の記載方法

本報告書においては、監査結果を「指摘事項」と「意見」に区分している。

「指摘事項」とは、合规性・正確性に問題があり、是正措置が必要であるとして記載するものである。

「意見」とは、合理性や能率性の観点から、監査の過程で、不合理若しくは不能率な事項を発見した場合に、組織運営の合理化に資するものとして記載するものである。

なお、「指摘事項」と「意見」が混同することのないよう、項目の文頭に【指摘事項】又は【意見】と記載している。

○監査結果の概要は次のとおり

総合意見		意見	合計
1	県有施設の管理運営に関するリスク対応について	1	1

分類	指摘	意見	合計
Ⅱ 個別施設について	12	45	57
Ⅲ 指定管理者制度について	0	4	4
合計	12	49	61

○指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見は次のとおり

区分	内容
Ⅱ 個別施設について	【指摘事項1-1】執務室内の整理について
	【指摘事項1-2】トレーニング室の整理について
	【意見1-1】遺失物に関する事務について
	【意見1-2】備品管理台帳に登載されていないパソコンについて
	【意見2-1】不用品の整理について
	【意見3-1】雨漏りと屋根の防水工事について
	【指摘事項3-1】指名競争入札の参加者について
	【意見3-2】清掃作業員など施設内で業務に従事する者の事前届出について
	【意見5-1】入校経費管理事務処理規程について
	【意見6-1】施設の老朽化対策について
	【意見6-2】消火器の所定の場所での保管について
	【意見7-1】再委託の承認について
	【意見8-1】再委託の承認について
	【意見9-1】未使用の録画済ビデオテープについて
	【意見9-2】基本協定に基づいた業務の報告について
	【指摘事項 10-1】ポスター掲示に係る掲示許可について
	【意見 10-1】寄贈された美術品の管理の必要性について
	【意見 10-2】指定管理者の管理対象となる敷地の明確化について
	【指摘事項 13-1】私物放置について
	【意見 13-1】委託業務実績の確認について
【指摘事項 14-1】試験場敷地外の使用許可について	
【意見 14-1】仕様書等の契約書への綴じ込みについて	
【意見 14-2】契約関連書類の保管について	

区分	内容
	【意見 15-1】使用見込みがないパソコンについて
	【意見 15-2】港湾施設管理に係る情報資産の保存について
	【意見 17-1】危険性がある箇所への表示について
	【意見 17-2】施設の未利用スペースに係る網羅的な検討の必要性について
	【意見 17-3】管理仕様書に対応する実績報告の徴収について
	【指摘事項 18-1】野積場の使用について
	【意見 18-1】港湾施設に関する情報について
	【指摘事項 18-2】占用の申請について
	【意見 18-2】港湾管理嘱託員の巡視について
	【意見 20-1】施設管理に必要な資格保有者の確保について
	【意見 20-2】土地の現状確認について
	【意見 20-3】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
	【意見 22-1】施設管理に係る県の適切な指導と状況把握の必要性について
	【意見 22-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
	【指摘事項 22-1】県の使用許可が必要な業務について
	【意見 22-3】個別施設計画の基本方針の考え方について
	【意見 23-1】費用対効果を踏まえた施設更新に係る検討について
	【意見 23-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
	【意見 23-3】備品管理ラベルの貼付について
	【意見 24-1】講師が利用する持ち込み楽器の保管について
	【意見 24-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
	【意見 24-3】県備品の管理について
	【指摘事項 24-1】美術品の適切な管理について
	【意見 24-4】基本協定書の管理仕様書の定め必要性について
	【意見 25-1】未利用スペースの有効活用の検討について
	【意見 25-2】利用者を想定した維持管理の必要性について
	【意見 27-1】大阪事務所長公舎の継続保有について
	【指摘事項 28-1】指定管理者交代の際の備品管理責任について
	【意見 29-1】敷地内の建築物に係る管理について
	【意見 29-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
	【指摘事項 29-1】目的外使用許可の漏れについて
	【意見 29-3】実績報告の徴収の必要性について
	【意見 29-4】あまぎ水の文化村における県有施設運営コスト把握の必要性について
	【意見 29-5】あまぎ水の文化村における持続可能な指定管理者制度の運用について
Ⅲ 指定管理者制度について	【意見Ⅲ1】指定管理者応募者数増加のための方策の検討について
	【意見Ⅲ2】県と指定管理者との責任分担表の再検討と募集要項での公表について
	【意見Ⅲ3】指定管理者運用に係る共通ガイドラインの検討について
	【意見Ⅲ4】指定管理料と受益者負担の考え方について

○監査の結果及び意見の詳細は次のとおり

IV 総合意見

項目	1 県有施設の管理運営に関するリスク対応について	本編 P217																																																																																																																			
現状	<p>県は、県有施設の管理運営に係る全庁的な規程等のルール整備、公共施設等総合管理計画等の将来計画により、包括的に施設の管理運営に関するリスク対応を実施している。</p>																																																																																																																				
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 監査結果からは以下のような個別具体的なリスクは顕在化、「ヒト・モノ・カネ」に分類すると以下のとおり。</p>																																																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 486 906 555">施設管理に関する具体的なリスク</th> <th data-bbox="906 486 1034 555">ヒト</th> <th data-bbox="1034 486 1161 555">モノ (サービス)</th> <th data-bbox="1161 486 1289 555">カネ</th> <th data-bbox="1289 486 1422 555">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の設置目的が果たせないリスク</td> <td></td> <td>施設運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設を有効に活用できないリスク</td> <td></td> <td>施設運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設が適切に使用されないリスク</td> <td></td> <td>施設運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県職員による施設の不適切使用を適時に是正できないリスク</td> <td></td> <td>施設運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設の運営状況を把握できないリスク</td> <td></td> <td>施設運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設利用者の安全を確保できないリスク</td> <td></td> <td>施設運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設利用者に落とし物を返還できないリスク</td> <td></td> <td>施設運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託業者・指定管理者によるサービス水準が要求水準に満たないリスク</td> <td></td> <td>施設運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間事業者による競争環境が生まれずサービス水準が維持できないリスク</td> <td></td> <td>施設運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定の民間事業者に依存せざるをえず民間事業者をコントロールできないリスク</td> <td>民間事業者</td> <td>施設運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間事業者が仕様どおりに業務を実施しないリスク</td> <td></td> <td>施設運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県と民間事業者との責任が不明確になるリスク</td> <td></td> <td>施設運営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>老朽化等により施設のサービス水準が維持できないリスク</td> <td></td> <td>施設整備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産の盗難・紛失により施設のサービス水準が低下するリスク</td> <td></td> <td>施設整備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適時適切な維持修繕が実施されず維持修繕コストが大きくなるリスク</td> <td></td> <td>施設整備</td> <td>整備コスト</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間事業者が事業リスクを評価できず参入できない、又は高額な委託料・指定管理料が必要となるリスク</td> <td>民間事業者</td> <td></td> <td>運営コスト</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人材不足により施設運営ができなくなるリスク</td> <td>県職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産の管理コストが低減できないリスク</td> <td></td> <td></td> <td>運営コスト</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適切なコスト負担を受益者に求めることができないリスク</td> <td></td> <td></td> <td>受益者負担</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理制度導入に係る事務処理が効率的に行えないリスク</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>事務手続</td> </tr> <tr> <td>情報漏洩が生じるリスク</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>事務手続</td> </tr> <tr> <td>行政文書の作成漏れ、誤りを看過するリスク</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>事務手続</td> </tr> </tbody> </table>		施設管理に関する具体的なリスク	ヒト	モノ (サービス)	カネ	その他	施設の設置目的が果たせないリスク		施設運営			施設を有効に活用できないリスク		施設運営			施設が適切に使用されないリスク		施設運営			県職員による施設の不適切使用を適時に是正できないリスク		施設運営			施設の運営状況を把握できないリスク		施設運営			施設利用者の安全を確保できないリスク		施設運営			施設利用者に落とし物を返還できないリスク		施設運営			委託業者・指定管理者によるサービス水準が要求水準に満たないリスク		施設運営			民間事業者による競争環境が生まれずサービス水準が維持できないリスク		施設運営			特定の民間事業者に依存せざるをえず民間事業者をコントロールできないリスク	民間事業者	施設運営			民間事業者が仕様どおりに業務を実施しないリスク		施設運営			県と民間事業者との責任が不明確になるリスク		施設運営			老朽化等により施設のサービス水準が維持できないリスク		施設整備			資産の盗難・紛失により施設のサービス水準が低下するリスク		施設整備			適時適切な維持修繕が実施されず維持修繕コストが大きくなるリスク		施設整備	整備コスト		民間事業者が事業リスクを評価できず参入できない、又は高額な委託料・指定管理料が必要となるリスク	民間事業者		運営コスト		人材不足により施設運営ができなくなるリスク	県職員				資産の管理コストが低減できないリスク			運営コスト		適切なコスト負担を受益者に求めることができないリスク			受益者負担		指定管理制度導入に係る事務処理が効率的に行えないリスク				事務手続	情報漏洩が生じるリスク				事務手続	行政文書の作成漏れ、誤りを看過するリスク				事務手続
	施設管理に関する具体的なリスク	ヒト	モノ (サービス)	カネ	その他																																																																																																																
	施設の設置目的が果たせないリスク		施設運営																																																																																																																		
	施設を有効に活用できないリスク		施設運営																																																																																																																		
	施設が適切に使用されないリスク		施設運営																																																																																																																		
	県職員による施設の不適切使用を適時に是正できないリスク		施設運営																																																																																																																		
	施設の運営状況を把握できないリスク		施設運営																																																																																																																		
	施設利用者の安全を確保できないリスク		施設運営																																																																																																																		
	施設利用者に落とし物を返還できないリスク		施設運営																																																																																																																		
	委託業者・指定管理者によるサービス水準が要求水準に満たないリスク		施設運営																																																																																																																		
	民間事業者による競争環境が生まれずサービス水準が維持できないリスク		施設運営																																																																																																																		
	特定の民間事業者に依存せざるをえず民間事業者をコントロールできないリスク	民間事業者	施設運営																																																																																																																		
	民間事業者が仕様どおりに業務を実施しないリスク		施設運営																																																																																																																		
	県と民間事業者との責任が不明確になるリスク		施設運営																																																																																																																		
	老朽化等により施設のサービス水準が維持できないリスク		施設整備																																																																																																																		
	資産の盗難・紛失により施設のサービス水準が低下するリスク		施設整備																																																																																																																		
	適時適切な維持修繕が実施されず維持修繕コストが大きくなるリスク		施設整備	整備コスト																																																																																																																	
	民間事業者が事業リスクを評価できず参入できない、又は高額な委託料・指定管理料が必要となるリスク	民間事業者		運営コスト																																																																																																																	
	人材不足により施設運営ができなくなるリスク	県職員																																																																																																																			
	資産の管理コストが低減できないリスク			運営コスト																																																																																																																	
	適切なコスト負担を受益者に求めることができないリスク			受益者負担																																																																																																																	
指定管理制度導入に係る事務処理が効率的に行えないリスク				事務手続																																																																																																																	
情報漏洩が生じるリスク				事務手続																																																																																																																	
行政文書の作成漏れ、誤りを看過するリスク				事務手続																																																																																																																	
<p>(1) 県有施設の管理運営における「ヒト」に関するリスク</p>																																																																																																																					
<p>○ 県有施設の管理運営について、県職員が直接運営(直営)として担う一方で、施設運営事務、清掃、維持修繕、警備等広範囲の業務を、委託、指定管理者制度を通じて民間事業者が担う。</p>																																																																																																																					

- 「【意見Ⅲ1】指定管理者応募者数増加のための方策の検討について」にて述べたように、今回監査対象とした指定管理者制度導入施設 10 施設のうち7施設は指定管理者を公募選定しているが、応募事業者は1社のみであり、残りの3施設は公募ではなく個別選定をしている。
- 民間事業者による競争環境が生まれずサービス水準が維持できないリスクという施設運営上のリスクのみならず、担い手不足から、特定の民間事業者に依存せざるをえず民間事業者をコントロールできないリスクが生じる。
- また、担い手の確保に関しては、施設管理にかかるコストと、その負担関係を明らかにしない場合は、民間事業者が事業リスクを評価できず参入できない、又は高額な委託料・指定管理料が必要となるリスクが生じることになる。
- 直営施設については、「【意見 20-1】施設管理に必要な資格保有者の確保について」にて述べたように、技術資格等を保有する県職員を配置することが施設運営を継続する法的要件となっている施設では、人材不足により施設運営ができなくなるリスクが生じる。
- 今後は、少子高齢化により生産者年齢人口の減少スピードが増し、かつ、「人的資本」という新しい概念のもと、賃金や人材育成に費やす資金は価値創造に向けた投資として、民間事業者による戦略的な人材マネジメントが高度化することが予想される。そうなれば、これまでを踏襲した仕様、コスト水準、募集方法、県職員採用の方法では、必要な担い手の確保に関する課題認識が深刻化することが懸念される。
- 施設そのものの維持・整備やその財源が確保されても、その運営を担う「ヒト」が確保されていなければ施設設置の目的を果たすことはできない。「ヒト」に関するリスクへの対応するためには、担い手の選択肢を持つこと、また、その状況を継続的に維持することが必要になる。
- 具体的には、民間事業者へのサウンディング、それに基づく業務仕様検討と各種法制度の整理、業務発注者もしくは直営事業の担い手として県職員の育成等、改革的な目線での対応が求められる。

(2) 県有施設の管理運営における「モノ」に関するリスク

- 「モノ」としての県有施設の長期的な視点での更新等については「福岡県公共施設等総合管理計画」が策定され、老朽化、財源確保、利用ニーズの変化といったリスク要因について、県による計画的な対応が進行している。一方で、今回の施設現地監査では、「福岡県公共施設等総合管理計画」では拾いきれない施設運用・整備上のリスクが検出された。
- 今回認識した施設運用・整備上のリスクが検出された主な原因として、県による施設の実態把握が十分にできていないことが考えられる。
- 県においても「福岡県内部統制に関する方針」に基づき、施設運用・整備上のリスクを洗い出しができるよう、施設の実態把握に能動的に務めることが期待される。
- また、県は施設の実態把握のみならず、具体化しているリスクについては対応するとともに、責任の所在が不明確になりにくい委託業者、指定管理者の交代・引継には、主体的な関与が望まれる。

(3) 県有施設の管理運営における「カネ」に関するリスク

- ① 適時適切な維持修繕が実施されず維持修繕コストが大きくなるリスク

- 県有施設の管理運営に係る「カネ」である財源については、「モノ」同様、「福岡県公共施設等総合管理計画」の中で財政負担の軽減・平準化への対応が進行しており、基本方針として予防保全型の維持管理・修繕、改修、更新を図り、約 20%の経費節減を目指すとしている。
- 各施設については、その分類ごとに「個別施設計画の基本的な考え方」が示されており、それに基づき「個別施設計画」が策定されている。したがって、現地監査により検出された老朽化やひび割れ等の補修は基本的には当該個別施設計画に基づき実施されることになる。
- 県は、適時適切な維持修繕が実施されず維持修繕コストが大きくなるリスクを認識し、施設の実態把握に能動的に務めることが期待される。

② 適切なコスト負担を受益者に求めることができないリスク

- 県有施設の管理運営に係る「カネ」である財源に関しては、受益者から徴収する使用料等も、公平な負担関係の視点から、適切なコスト負担を受益者に求めることができないリスクが認識される。
- 各施設の受益者負担率については、新型コロナウイルスの影響前後での経年比較では大きな変化が生じており、施設間比較ではバラつきが生じている結果となっている。これは、使用料見直しについて、類似施設との料金、全国消費者物価指数等との比較にとどまり、受益者のあるべき負担についての検討がなされていない状況が原因であると考えられる。
- 県は、受益者負担のあり方に係る方針を定め、現行の施設利用料金を当方針と整合性を図ることが望ましい。

③ 管理が継続することで資産の管理コストが低減できないリスク

- 複数の施設において長期間使用していない備品が廃棄されずに管理対象のままになっている。紛失、横領等により、備品の種類によっては情報漏洩を誘引する原因になるのみならず、管理が継続することで資産の管理コストが低減できないリスクとして認識されることになる。
- 運営管理コスト全体と比較して金額的なインパクトは小さいものの、管理対象範囲を減らすことで、コストのみならず様々なリスク回避につながる。
- 各施設で使用可能性がないものについては、他事業での使用可能性を検討した上で、積極的に廃棄等の処理を推進することが望ましい。

(改善提案)

- ▶ 県は、施設の管理運営に係るリスクを網羅的・総合的に洗い出し、許容できる水準までリスクを低減していくリスクマネジメントを強化されたい。

II 個別施設について

項目	【指摘事項1-1】執務室内の整理について	本編 P48
施設名	No.1 本庁舎(行政棟)	
現状	福岡県庁内管理規則は、「庁内管理者は、庁内の使用の規整、秩序の維持並びに災害及び盗難の防止に当たるもの」と規定。	
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 視察した執務室では、過年度の資料、備品等が雑然と置いてある状況であり、資料の盗難・紛失による情報漏洩、備品の盗難が生じて適時に発見できない可能性がある。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>▶ 福岡県庁内管理規則には、室内管理に係る管理者及び職員の権限・義務は規定されているものの、具体的な室内整理方法は規定されていない。</p> <p>▶ 行政文書管理に関する規程、及び備品管理に関する規程の趣旨を踏まえ、かつ、執務スペース確保及び執務環境の改善の観点を加えた具体的な室内整理に関するルールを設け、運用を行うことを検討されたい。</p>	

項目	【指摘事項1-2】トレーニング室の整理について	本編 P49
施設名	No.1 本庁舎(行政棟)	
現状	福岡県庁内管理規則は、「庁内管理者は、庁内の使用の規整、秩序の維持並びに災害及び盗難の防止に当たるもの」と規定。	
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 南棟地下1階に設置されている職員向けトレーニング室は、私物と推定されるトレーニングシューズやウェアが放置されている状況であり、一部職員による専用使用の状況を生み出す可能性や職員全体の福利向上というトレーニング室の設置目的を果たせない恐れがある。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>▶ 私物放置を厳しく取り締まり、利用を希望する職員が躊躇なく利用できる室内環境を維持されたい。そのために、トレーニング室使用の現状、福利向上目的の達成状況の随時確認を検討されたい。</p>	

項目	【意見1-1】遺失物に関する事務について	本編 P49
施設名	No.1 本庁舎(行政棟)	
現状	<p>福岡県庁舎遺失物事務処理要領では、「拾得物の届出を受けた日から7日以内に遺失物返還の請求がない場合は、拾得物処理票及び拾得物一覧簿に必要事項を記載の上、警察署長が指定する様式に拾得物を添え、警察署長に提出する」と規定。</p> <p>また、遺失物のうち財産価値がきわめて低いと判断されるものについては、警察署長に提出せずに、引き続き保管できると規定されている。その場合でも、適切な手続を経て約6か月後には廃棄処分するものとされている。</p>	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務室内に書類等に紛れて、約1年前に届出があった遺失物を保管されていた。 ○ 「拾得物の届出を受けた日から7日以内」以降、事務処理を行う期限が規定されていない。 ○ 遺失した県庁利用者が、どこで遺失したかわからず、直接警察に遺失物の照会をしても、警察への届出がないため、遺失物を発見できない可能性がある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 遺失物に関して、福岡県庁内遺失物事務処理要領の趣旨に基づき適時の事務処理を検討されたい。 ▶ 遺失物を警察署長へ提出する適切な時期について、福岡県庁内遺失物事務処理要領に規定されたい。 ▶ さらに、上記要領に明確にされていない「遺失物のうち財産価値がきわめて低いと判断されるもの」については、その判断基準を明確にするとともに、保存場所とその記録について規定をすることを検討されたい。 	

項目	【意見1-2】備品管理台帳に登載されていないパソコンについて	本編 P51
施設名	No.1 本庁舎(行政棟)	
現状	<p>福岡県情報処理規程(平成24年2月27日施行)及び福岡県情報資産管理システム管理運用要領(平成30年2月5日施行)では、新たにハードウェアを導入する際には、ハードウェア台帳への登録が必要と規定。</p>	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務室内に書類等に紛れてハードウェア台帳への登録のないパソコン3台が保管されていた。 ○ 当3台のパソコンについては、近年使用した実績はなく、今後の使用見込みもない。 ○ パソコンを紛失した場合には、台帳管理記録がないため紛失事実が認識できない、もしくは、適時には認識できない可能性がある。 ○ ハードディスク内の過去データを消去したものであっても、データ復旧技術、及び暗号化の復号技術の進化により、情報漏洩リスクを0にすることができない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 使用見込みがないパソコンについては、ハードディスク破損など情報漏洩リスクを0にする対応をした上で、廃棄等を実施することを検討されたい。 ▶ 使用見込みがあるパソコンについては、現行の情報資産管理ルールに基づく管理を実施されたい。 	

項目	【意見2-1】不用品の整理について	本編 P54
施設名	No.2 千代合同庁舎	
現状	旧ホテルで利用していた宴会場跡、厨房跡スペースは、各所管課の物資保管庫として利用。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用物資等の保管庫としては使用価値があるスペースに、施設譲渡時前から使用していたものと推測される使用見込みのない応接家具等が保管されていた。 ○ 当施設は本庁舎から数百メートルと利便性の高い場所にあり、このようなスペースを不用品で占有することは、施設の有効活用の視点から望ましくない。 <p>(改善提案)</p> <p>▶ 使用見込みがない不用品については、適時に廃棄等を行うことを検討されたい。</p>	

項目	【意見3-1】雨漏りと屋根の防水工事について	本編 P58
施設名	No.3 福岡県北九州西県税事務所	
現状	屋根の一部については近年に防水工事が行われていた。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋根の一部については近年に防水工事が行われていたが、それ以外の部分は予算が取れないとして、ここ数年、防水工事などの対策は取られていなかった。 ○ 防水工事を行っていない箇所でも雨水の浸食があった。 ○ 防水工事などの対策を行わなければ建物の老朽化が急速に進み、個別施設計画で掲げる利用年数である65年の利用が困難となる可能性がある。 <p>(改善提案)</p> <p>▶ 従前の防水工事の効果が経年により十分ではないと判断される場合には、早急に屋根等の防水対策を行うことで建物躯体の維持、長寿命化を図られたい。</p>	

項目	【指摘事項3-1】指名競争入札の参加者について	本編 P59
施設名	No.3 福岡県北九州西県税事務所	
現状	業者の指名に当たっては、指名の理由とともに指名競争入札参加者選定委員会に回議されており、その結果の通知を受けて指名業者に入札参加者選定の通知が行われ、指名競争入札が執行されている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 30 年3月 12 日の指名競争入札参加者選定委員会における資料では、入札参加予定業者として6社が提示されていたが、平成 30 年3月 13 日の指名競争入札参加者選定委員会委員長名の通知(29 財活第 2922 号)では、当該6社以外に別の1社が追加され、計7社が入札参加者として通知されていた。 ○ 最終的に使用された入札参加者選定の通知では、指名競争入札参加者選定委員会から通知された7社ではなく、平成 30 年3月 12 日に指名競争入札参加者選定委員会に提示された6社に対して行われ、指名競争入札が執行されていた。 ○ どのような経緯で平成 30 年3月 13 日指名競争入札参加者選定委員会委員長名の通知が、選定委員会の回議資料と異なる内容になっていたのか、その原因について確認出来なかった。 <p>(是正の方向性)</p> <p>▶ 入札参加者選定手続は、入札の公平性を担保する重要なものであるため、手続過程を正確に記録し、それに基づく正確な通知を行うことに特に留意されたい。</p>	

項目	【意見3-2】清掃作業員など施設内で業務に従事する者の事前届出について	本編 P60
施設名	No.3 福岡県北九州西県税事務所	
現状	庁舎の清掃員については特定の決まった者が毎日実施しており、臨時的に変更する場合には、県が口頭で委託業者に確認を行っている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務開始時点での清掃員の届出、変更手続、敷地内作業の許可証の交付に係る手続が、契約書、仕様書等で明示されていない。 ○ 承認されていない人物が清掃員として施設に入ることを防止できない可能性がある。 <p>(改善提案)</p> <p>▶ 清掃などの業務を外部の民間企業に委託し、その民間企業に所属する者が施設に出入りする場合には、民間企業との委託契約の仕様書に契約締結後の業務開始時点で、業務の担当者の届出を行うこと、変更があった場合にも変更届出を行うように規定することが望ましい。</p> <p>▶ 臨時的な場合を除き、委託業務の実施体制(複数者で行う場合にはその監督者)、施設への出入りを行う者、所属などを把握するため、①担当者の名前、②担当者の連絡先、③所属先は事前に把握しておくことが望ましい。また、資格が必要な業務などは契約当初のみではなく、例えば1年に1回など、その資格を継続的に保有している者が従事しているかどうか(条件を満たさないと失効する資格もある)を確認するため、追加で記載することが望ましい。</p>	

項目	【意見5-1】入校経費管理事務処理規程について	本編 P69
施設名	No.5 消防学校	
現状	<p>福岡県消防学校入校経費管理事務処理規程には、消防職員、消防団員等が所属する市町村からの負担金は「入校生からの預り金」であることが明記されている。</p> <p>福岡県消防学校入校経費管理事務処理規程によれば、入校経費についての予算編成や支払手続等は、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)の規定に準じて行うものとされている。</p>	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県消防学校入校経費管理事務処理規程には、負担金は「入校生からの預り金」であることは明記されているが、預り金の精算及び返還についての規定がない。 ○ 現状は、入校生が入校辞退、退校する場合、成文に抛らず慣例で精算、返還処理を行っている。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 福岡県消防学校入校経費管理事務処理規程に、預り金の精算及び返還について規定し、精算、返還処理を行うに当たっては、規定に基づいて行われたい。 	

項目	【意見6-1】施設の老朽化対策について	本編 P74
施設名	No.6 農業大学校	
現状	管理教育棟は昭和 56 年度、宿泊棟は昭和 55 年度の建造であり、いずれも老朽化が著しい。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理教育棟、宿泊棟のいずれも、大雨の際の雨量によっては雨漏りする箇所があった。 ○ 雨漏り箇所をそのまま放置すると建造物の利用可能年数を縮めることになりかねない。 ○ 宿泊棟においては雨漏りがある部屋については寮として使用できず、施設利用にも支障をきたしていた。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 雨漏りが見られる建造物については、防水工事などの早期の対策を行う必要がある。 ▶ 特に宿泊棟では、最上階ではない3階や2階の雨漏りが見られ、躯体そのものの毀損が懸念される。屋根の防水工事のみならず、全体的な外壁、ベランダの保全工事を実施することについても検討されたい。 	

項目	【意見6-2】消火器の所定の場所での保管について	本編 P74
施設名	No.6 農業大学校	
現状	消火器は所定の設置場所が決まっており、表示板(標識)で設置場所を明示している。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察の際、管理教育棟2階の消火器1基が所定の場所になかった。 ○ 消火器の表示板(標識)は壁に掲示されていたが、その下に保管されているはずの消火器が見当たらなかった。 ○ 消火器が所定の場所にない場合には、初期消火での利用ができず、重要な火災に繋がる可能性がある。 ○ 視察後、管理教育棟2階の教室内で発見されたとのことであるが、ドアストッパーなど本来の目的とは異なる目的に使用されていた可能性があり、消火器を本来の目的とは異なる目的で使用する場合、故障などの原因にもなりかねない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 消火器は、火災の初期消火に重要な役割を持つ器材であり、消火器の表示板(標識)の下など、所定の場所に設置しているかを定期的に点検する必要がある。 ▶ 消火器は本来の目的以外に使用せず、所定の場所から持ち出すことがないように教職員と学生に周知徹底されたい。 	

項目	【意見7-1】再委託の承認について	本編 P80
施設名	No.7 福岡県動物愛護センター	
現状	<p>福岡県動物愛護センター運營業務委託契約書の第 18 条には再委託についての規定があり、受託者が業務の再委託をしようとするときは、事前に県の了解を得るものとされている。</p> <p>令和3年4月1日に以下の業務の再委託について、県の承認が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 動物回収及び収容動物の飼養管理業務(県保健福祉環境事務所からの犬及び猫の回収並びに収容動物の飼養管理、久留米市からの犬及び猫の回収) 2. 処分機設備管理業務(処分機設備の保守点検) 3. 浄化槽維持管理業務(合併浄化槽の維持管理) 4. 施設清掃業務(建物施設内外の清掃) 5. 施設警備業務(盗難・火災等の警備) 6. 樹木等管理業務(樹木等の剪定、薬剤散布、施肥等) 7. 電気保安管理業務(電気設備の点検) 8. 冷暖房設備管理業務(冷暖房設備の点検調整) 9. 制御盤管理業務(制御盤の保守点検) 10. マイクロチップ装着施術業務(登録譲渡団体へ譲渡した犬・猫に係るもの) </div>	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 承認資料では、再委託の業務を記載しているのみで、業者名が記載されていなかった。 ○ 再委託について県が承認する趣旨は、委託業者が主たる委託業務を担当せずに下請け再委託にだすことによって生じる責任関係の不明確化を防ぐものである。 ○ したがって、包括的な再委託をしていないか、再委託すべきでない業務が再委託されていないか、県として業務を委託すべきではない業者への再委託を行っていないかを確認するため、業者名の記載がないまま再委託の承認を行うことは望ましくない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 再委託の承認依頼に当たっては、再委託する業務名、再委託先、再委託期間を記載した依頼書類を入手し、承認することが望ましい。 ▶ また4月1日の承認依頼時点で、すでに相手先が確定している契約については、委託業者名と委託期間を記載した再委託の依頼書類を受け取った上で承認することが望ましい。 	

項目	【意見8-1】再委託の承認について	本編 P83
施設名	No.8 福岡県立公文書館	
現状	<p>福岡共同公文書館の付帯設備保守及び清掃等業務委託契約(H29.4.1～R4.3.31)の契約書では、第8条に再委託の禁止についての規定があり、業務委託契約の受託者は、この契約の履行について、業務の全部を第三者に委託し、又は代行させてはならないとされているが、あらかじめ委託者である県の書面による承認を受けたときは、この限りではないとされている。</p>	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29 年度に契約期間(平成 29 年4月1日～令和4年3月 31 日)にわたって再委託を予定しているため、契約初年度に承認を行ったかについて確認したところ、その事実が確認できなかった。 ○ 毎年度の受託業者から提出される業務執行体制図には再委託業者名が記載されており、再委託の状況について県は認識できる状況であった。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 再委託の承認がない再委託については、直ちにその内容を確認して承認手続を実施されたい。 ▶ 当該契約は5年間の契約であったが、長期継続契約においても再委託先の業者が毎年度変更される可能性もあるので、毎年度再委託の承認を行う必要がある。 ▶ 事務処理の効率性のために、長期継続契約において、契約当初に再委託の承認をする場合には、先方より再委託予定の業者とその予定期間を記載した文書を入手して承認を行い、予定と異なる業者に再委託を行う場合には、その都度承認依頼の文書を入手し、承認の可否を検討することが望ましい。 	

項目	【意見9-1】未使用の録画済ビデオテープについて	本編 P87
施設名	No.9 福岡県国際文化情報センター	
現状	録画済みビデオテープとして備品台帳にはVHSビデオテープ 10 本、ハイビジョン映像ソフト4本が登録されている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ VHSビデオテープ 10 本、ハイビジョン映像ソフト4本については数年使用されておらず、今後も使用する予定はない。 ○ 重要物品として備品台帳に登録されているため、ビデオテープに収録された動画の製作には金額的重要性がある。かつ、施設の歴史資料としての質的重要性も高い可能性がある。 ○ 一方で記録媒体がビデオテープであるため現時点で簡単に閲覧できる状況ではない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該動画の永久等長期間保存の必要性を検討し、保存の必要性がある場合には、将来においても閲覧可能な状態で保存することが望ましい。 	

項目	【意見9-2】基本協定に基づいた業務の報告について	本編 P92
施設名	No.9 福岡県国際文化情報センター	
現状	<p>指定管理業務の内容は「福岡県国際文化情報センターの管理に関する協定書(基本協定)」の「センターの諸施設の維持及び保守に関する業務」に掲げられており、業務の細則は、「管理仕様書」に定めるとしている。</p> <p>管理仕様書では、「センターの諸施設の維持及び保守に関する業務」として、①管理衛生業務(細目は4業務・設備に区分)、②警備業務、③建築・設備管理業務(細目は建築物・建築設備が 10 業務・設備、舞台等特殊設備 19 業務・設備に区分)、④インフォメーション業務に、具体的な業務及び設備名が明記され、それぞれ年間の清掃・警備等の回数や、設備の整備・点検等の回数が定められている。</p>	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度の事業報告において「センターの諸施設の維持及び保守に関する業務」の実施状況については具体的な記載がない。 ○ 指定管理者から提出される報告書(月次の定期報告書)でも、設備の整備・点検等の具体的な実施回数が記載されていないため、設備の整備・点検等の回数が管理仕様書の要求どおりに実施されたかどうかを確認することが出来ない。 ○ 現状の定期報告、事業報告の内容では、指定管理者が管理仕様書に則って業務を行っているか、年間の清掃・警備等の回数や、設備の整備・点検等の回数等管理仕様書で求める回数を満たしているかについて、確認することが難しい。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定管理の実施報告は、指定管理の管理仕様書に則って行うことが望ましい。業務及び設備名は管理仕様書の記載と一致させること、管理仕様書に具体的な回数が記載されている場合には、具体的な実施回数なども記載し、県より要望された実施回数を満たしているのかどうかについても記載することが望ましい。 ▶ 県は、指定管理の実績報告書は、可能な限り基本協定書、年度協定書、管理仕様書の文言を使用するとともに、管理仕様書に整備・点検回数を明記している場合には、実際行われた回数を実績報告書に明記するように指定管理者に指導されたい。 	

項目	【指摘事項 10-1】ポスター掲示に係る掲示許可について	本編 P99
施設名	No.10 福岡県立ももち文化センター	
現状	ポスターの掲示については、希望者からの掲示申請を指定管理者が受け、その掲示内容や掲示場所が公の施設での掲示にふさわしいものであるか検討して許可を行う必要がある。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察の際、4階貸し会議室に掲示許可を得られていないポスター掲示があった。 ○ 県民が誰でも利用可能な貸し会議室であることを踏まえて、貸し会議室を専用スペースとして利用していると誤認されるような掲示は望ましくない。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ポスターの掲示については、希望者からの掲示申請を指定管理者が受け、その掲示内容や掲示場所が公の施設での掲示にふさわしいものであるか検討して許可を行う必要がある。 ▶ポスターの掲示については、適切な掲示場所で掲示するように指導を行うことが望ましい。 	

項目	【意見 10-1】寄贈された美術品の管理の必要性について	本編 P101
施設名	No.10 福岡県立ももち文化センター	
現状	福岡県財務規則では、美術品について備品台帳に記載することを求めている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察の際、ロビーに屋久杉加工品及びブロンズ像が展示してあった。過去から展示されているものであり、県所有財産であるとのことである。 ○ 備品台帳に登録がされておらず財産管理が行われていない。そのため、盗難リスクにも対応できず、現状の管理のままでは県の財産が毀損する恐れがある。 ○ 取得経緯や正確な価値が不明とのことであるが、類似美術品の取引額について EC サイトやネットオークションにて確認したところ、少なくとも備品台帳の登録基準である 5 万円を超える価値で取引されていた。 ○ 県の備品管理は備品台帳に記載の備品について、備品の現物を確認することに主眼が置かれており、備品が網羅的に備品台帳に登録されているかの観点では行われていない。したがって、備品が存在しても備品台帳で管理されていない恐れがある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶美術品については、価値があるか否かの判断は容易ではないが、EC やネットオークションにて容易に価値の有無を把握可能なものも存在。 ▶美術品については、価値があることが判明した段階で備品台帳へ適切に登録を行うことが望ましい。 	

項目	【意見 10-2】指定管理者の管理対象となる敷地の明確化について	本編 P102
施設名	No.10 福岡県立ももち文化センター	
現状	福岡県立ももち文化センターは、元々福岡県立福岡勤労青少年文化センターとして設立され、平成19年にその一部である体育館施設を福岡市に譲渡した経緯から、県の施設と福岡市の施設が同一のエリアにある。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が実施した指定管理者の公募資料では、指定管理者が管理すべき建築物は示されているが、敷地の範囲が不明瞭。 ○ 指定管理者から相談があった際に、県は管理対象となる敷地を指定管理者に示す等の対応をしている。 ○ 応募を検討する事業者は公募の際に管理対象とする敷地の境界が不明瞭であり、指定管理者の責任範囲を正確に識別できない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ももち文化センターは県有施設と福岡市有施設が同一敷地内にある特殊性を考慮し、応募者が責任範囲を認識できるように、公募資料にて管理対象となる敷地の範囲を明確にすることが望ましい。 	

項目	【指摘事項 13-1】私物放置について	本編 P108
施設名	No.13 単身寮(春日原)	
現状	寮の使用については、「福岡県職員住宅春日原寮規約」にて、共用施設に許可なく物を置く行為を禁止事項として掲げられている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察の際、建物内共有スペースに多くの私物が放置されていた。 ○ 当該状況は、委託業者から実績報告書を通じて寮を所管する総務部総務事務厚生課に報告されている。また、総務部総務事務厚生課は、令和3年度には春日原寮の現場確認を4回実施している。 ○ 私物が放置されている状況を把握できる状況にありながら、少なくとも委託業者からの報告により確認できる令和3年10月13日から監査人による現地監査までの期間、県による指導を実施しているものの私物の撤去が完了していない。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 直ちに私物撤去を行い寮の住環境改善及びその維持を図らねたい。 ▶ 寮については独身者の入居という住環境に与えるリスク認識を高め、懸念事項を具体化した上で所管による現場確認と現地指導を強化することを検討されたい。 	

項目	【意見 13-1】委託業務実績の確認について	本編 P109
施設名	No.13 単身寮(春日原)	
現状	<p>県は、以下の手順で委託業者から提出される「管理業務に係る実績報告書(月報)」の確認を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 毎月10日に委託先より報告書の提出を受ける。 2. 担当者が報告書の各様式により業務実施状況を確認。異常箇所や確認事項があれば管理会社担当者に連絡し状況の聞き取りを行う。その際、修繕等の対応が必要となれば管理会社に対し指示を行う。 3. 報告書の内容確認を行った後、検査調書を作成し課内決裁を行う。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県職員住宅管理業務委託を委託している委託業者からの報告様式である「福岡県職員住宅巡回確認表 様式3」に添付されている巡回日の写真が、複数の月で重複して使用されていた。なお、県は、委託業者が巡回に使用した車両の運行記録と月次報告の内容が整合していることから、巡回実態はあり、重複使用の発生原因は月次の報告書作成時における事務処理上の誤りと結論付けている。 ○ 「【指摘事項 13-1】私物放置について」に記載した状況、寮敷地内の不十分な除草の状況、もしくは県職員の職務違反が疑われる私物放置の状況は、委託業者からの報告書に全て記載されている。 ○ 委託業務は単に県有施設の維持・清掃保全だけが目的ではなく、居住する県職員による職員住宅の使用実態を把握することも目的としている。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県は、委託業者から提出された月次報告については、委託業務が仕様どおりに実施されていることを慎重に確認し、内容に疑義が生じた場合は適時に検証されたい。 ▶ 県は、委託業者から居住する県職員による職員住宅の不適切な使用が報告された場合には、直ちに正しい状況確認を行い、必要な場合には厳正な是正措置を指導することを検討されたい。 	

項目	【指摘事項 14-1】試験場敷地外の使用許可について	本編 P114
施設名	No.14 警察本部北九州試験場	
現状	北九州市より借用していた土地に設置された電柱があり、行政財産目的外使用許可を行っていた。	
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ この土地はすでに北九州市へ土地を返還しているにもかかわらず、そのまま使用許可の更新継続(年額 1,500 円)をしていた。</p> <p>○ 本来、徴収すべきではない使用料が徴収されていたため、県は使用料返還の手続を進めている。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>▶ 敷地となっている土地の貸し借りに関しては、その上に設置されている構造物にも留意し、目的外使用許可などの行政手続は誤りなく行われるように留意されたい。</p>	

項目	【意見 14-1】仕様書等の契約書への綴じ込みについて	本編 P115
施設名	No.14 警察本部北九州試験場	
現状	北九州自動車運転免許試験場庁舎清掃業務、北九州自動車運転免許試験場建築物環境衛生管理業務、北九州自動車運転免許試験場空調設備保守点検業務、運転免許更新等業務委託、停止処分者講習等業務委託のいずれにおいても契約書の他、別途仕様書等が保管されていた。	
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ いずれの契約書においても契約書を綴るに当たって、仕様書等が綴られていなかった。</p> <p>○ 仕様書等を契約書と一緒に綴るかどうかについては、県の条例等において決まった規定はない。</p> <p>(改善提案)</p> <p>▶ 仕様書等は、契約書の締結に当たって委託業者との間で合意された内容であることから、業務内容の適切な実施を担保し、委託業者との間で業務内容の実施に齟齬が生じないようにするためにも契約書と一緒に綴じ込むことが望ましい。</p>	

項目	【意見 14-2】契約関連書類の保管について	本編 P115
施設名	No.14 警察本部北九州試験場	
現状	<p>「北九州自動車運転免許試験場庁舎清掃業務」(契約日は平成 29 年4月1日)においては、「北九州自動車運転免許試験場庁舎清掃業務仕様書」に「清掃作業員の事前承認」として「受託者は、業務着手前に北九州自動車運転免許試験場長(以下「場長」)に対して、「清掃作業員一覧表」を提出し、承認を得ること」とされている。</p> <p>「北九州自動車運転免許試験場建築物環境衛生管理業務」(契約日は平成 29 年4月1日)においては、「北九州自動車運転免許試験場建築物環境衛生管理業務仕様書」に「作業員の事前承認」として「請負業者は、業務着手前に場長に対して、「作業員一覧表」を提出し、承認を得ること」とされている。</p>	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「北九州自動車運転免許試験場庁舎清掃業務」に係る「清掃作業員一覧表」、「北九州自動車運転免許試験場建築物環境衛生管理業務」に係る「作業員一覧表」の提示を求めたが、いずれも現物を確認できなかった。 ○ 現物を確認できなかった要因は、各書類を一般書類として整理し、一般書類の処分期間を過ぎていたため廃棄した可能性があるとのことであった。 ○ 作業員の一覧は必要な資格を作業員が保有しているか、実際に委託業者により雇用された者か、県の施設に出入りする許可を与えた者かどうか等を確認するために必要な書類である。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 仕様書に書類の提出を求め、県が承認することを明記している書類については、県が承認した事実を確認することが出来るように、少なくとも契約期間の継続する間は契約書とともに保管しておくことが望ましい。 	

項目	【意見 15-1】使用見込みがないパソコンについて	本編 P120
施設名	No.15 荻田港	
現状	一般備品として登録されているパソコンが5台ある。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5台とも購入から10年超経過しており、情報システム所管部門が関知しないパソコンである。 ○ 古いパソコンであっても記録媒体としての機能を有し、その中に県事務事業に関する情報が保存されていれば、情報漏洩のリスクが存在する。 ○ 情報漏洩を防止する観点から、パソコン等の情報機器の取扱いについては特別の配慮が必要。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 使用見込みがないパソコンについては、ハードディスク破損など情報漏洩リスクを0にする対応をした上で、廃棄等を実施することを検討されたい。 ▶ 使用見込みがあるパソコンについては、現行の情報資産管理ルールに基づく管理を実施されたい。 	

項目	【意見 15-2】港湾施設管理に係る情報資産の保存について	本編 P121
施設名	No.15 荻田港	
現状	<p>荻田港務所では、外部記憶媒体として外付ハードディスクドライブを6台使用している。荻田港務所では、その使用について「所属外部記憶媒体使用管理簿」に記録し管理を行っている。</p> <p>当該ハードディスクドライブは、庁内ネットワーク上に割り当てられた荻田港務所の記憶容量が不足することから、容量の大きい設計図書や港湾維持管理関連工事等の記録を保存するために導入されたものである。</p>	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、当該ハードディスクドライブに保存されているデータのバックアップがとられていない。 ○ 当該ハードディスクドライブの破損、紛失により、港湾管理に必要な情報にアクセスできないリスクがある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 港湾施設の設計図書や港湾維持管理関連工事等、港湾管理に必要な情報(データ)については、適時に情報アクセスができるよう庁内ネットワークに保存することを検討されたい。 ▶ 庁内ネットワークの記憶容量の割当が不足する場合には、記憶容量の割当追加することを検討されたい。 	

項目	【意見 17-1】危険性がある箇所への表示について	本編 P129
施設名	No.17 飯塚研究開発センター	
現状	施設の築年数が 30 年を経過していることから、タイル張り外壁に係る破損やタイル落下の危険がないかについて調査を実施している。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察の際、調査にて判明したタイル落下の恐れがある箇所については、真下にコーンを設置し、利用者が立ち入らないように措置がされていた。 ○ 利用者が立ち入らないようにしている措置がコーンの設置だけであり、一目では分かりづらい。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 安全性に問題のある箇所について、施設利用者が立入を行わないように明瞭な掲示を行うことが必要。 ▶ 立入禁止の表示方法について改善の余地がないか、利用者の視線で検討を行う必要がある。 	

項目	【意見 17-2】施設の未利用スペースに係る網羅的な検討の必要性について	本編 P129
施設名	No.17 飯塚研究開発センター	
現状	県は、施設内の未利用スペースについて今後の活用方法を検討している。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ リネン室及び以前、金属加工用機械等が設置されていた建物について、今後の活用方法を検討する対象から漏れていた。 ○ 建設から 30 年を経過している施設であることから、当初は必要であった施設の機能やスペースでも、その後の産業構造や経済環境の変化により不要となることは想定される事象である。 ○ 施設の有効活用を検討するため、施設に未利用のスペース等がないかについて網羅的に把握・検討する必要がある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 網羅的な把握のためには、フロア図や敷地図を基に網羅的に未利用の部屋やスペース、設備がないかのつぶしこみを行う必要がある。 ▶ あわせて、施設内の未利用箇所について現地の視察や指定管理者へのヒアリングを通じて認識に漏れがないかについて確認する必要がある。 	

項目	【意見 17-3】管理仕様書に対応する実績報告の徴収について	本編 P131
施設名	No.17 飯塚研究開発センター	
現状	県は、指定管理者に対し管理仕様書で施設の維持管理に係る委託業務を定めている。また、毎年、実績報告の提出を求めている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が指定管理者に対し毎年文書で提出を求めている実績報告が、管理仕様書で定める委託業務に対応する形になっていない。 ○ 県職員が当施設を訪問した際に、老朽箇所の確認や備品の管理状況、清掃状態等について、目視による確認を行っている。また、施設の保守管理については、個別施設計画等の中で、指定管理者と情報交換しながら確認しているとして、管理仕様書に対応した報告書の提出を義務づけていなかった。 ○ 管理仕様書に示す施設の維持管理業務について、現状の実績報告では適切に業務が遂行されたかどうかの客観的な確認が難しい。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県が、管理仕様書に基づいた施設の維持管理の実施状況を客観的に確認するため、管理仕様書との対応が分かる実績報告を徴収することが望ましい。 	

項目	【指摘事項 18-1】野積場の使用について	本編 P136
施設名	No.18 大牟田港	
現状	福岡県港湾施設管理条例第4条では「港湾施設の目的に従いこれを使用(通常使用)」することと規定されている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野積場については、未舗装であるため長期間野積場として使用していない箇所には草木が生え区画境界が明らかにならない箇所や、船舶が陸揚げされ保管されている箇所、及び車両が駐車している箇所があった。 ○ 県から申請者に発出した「港湾施設使用許可書」を閲覧したところ、「取扱貨物」欄が空白にもかかわらず、「使用の種別」には専用使用として、目的使用として県は許可をしている。 ○ 野積場とは、その使用目的について明示されたものはないが、海上輸送貨物の荷捌きや一時保管のための施設であると考えられることから、目的利用が行われていない。 ○ 申請者による野積場の使用が、通常使用の範囲内にあるのか、禁止事項に抵触しないか県が検討した状況が確認できない。 <p>(是正の方向性)</p> <p>▶ 県は、港湾施設使用申請について、その使用目的を把握した上で許可の検討を行う必要がある。</p>	

項目	【意見 18-1】港湾施設に関する情報について	本編 P137
施設名	No.18 大牟田港	
現状	県は、港湾施設に関する資料である「大牟田港平面図」、「港湾施設情報」を作成している。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「大牟田港平面図」は大牟田港配置図であるが、手書きで作成されたものであり、その作成時期は不明である。野積場の区画は現状と異なっている。 ○ 「港湾施設情報」は所定の書式で港湾施設の概要情報がまとめられているものであるが、「面積」欄では、全野積場の臨港地区内敷地面積と臨港地区外敷地面積に同じ面積が記載されている、「主要取扱科目」欄には“雑貨”と記載されている、「主要用材」「保管容量」「建設開始及び終了年度」欄が空欄になっている。 ○ 港湾施設に関する資料である「大牟田港平面図」及び「港湾施設情報」の情報が更新されていないことから、施設状況を把握することができない。 <p>(改善提案)</p> <p>▶ 適切な港湾施設管理に資するよう適時に「大牟田港平面図」及び「港湾施設情報」の情報更新を実施されたい。</p>	

項目	【指摘事項 18-2】占用の申請について	本編 P138
施設名	No.18 大牟田港	
現状	福岡県港湾施設管理条例第11条では「知事の許可を受けて、当該港湾施設に工作物を設置する等により、その全部又は一部を占有することができる。」することと規定されている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾施設を視察した際、自動販売機が設置されていた。 ○ 自販機設置についての占有の手続が行われていなかった。 ○ 県は、自販機設置について把握しておらず、設置の時期、経緯等について不明となっている。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県は直ちに自販機設置経緯について調査を行い、継続して設置することが必要と認められる場合には、使用者に対して占有の手続を求めることを実施されたい。 	

項目	【意見 18-2】港湾管理嘱託員の巡視について	本編 P139
施設名	No.18 大牟田港	
現状	港湾管理嘱託員が配置されており、大牟田港と三池港を合わせて日常的に巡視活動が行われている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察にて、野積場もしくは緑地公園において、その使用方法や自販機設置の目的外使用について不適切な使用実態を確認。 ○ 「港湾巡視日誌」を通査したところ、その状況は報告されていない。 ○ 港湾管理嘱託員による巡視が十分に機能しておらず、巡視が有効に機能していれば、上記実態について県が把握できた可能性がある。 ○ 港湾管理職員による巡視が十分に機能しなかった要因としては以下のようなことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・要因1: 不適切な使用実態が従前から存在し変化がない状況であり、港湾管理嘱託員が巡視結果として報告すべき事項として認識できなかった。 ・要因2: 県による港湾管理嘱託員への巡視指示が具体的ではない。 ・要因3: 港湾管理嘱託員の経験不足。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県は、港湾施設の維持、及びその使用に関する管理水準を上げるため、港湾管理嘱託員による巡視が適切に行われるよう、巡視が十分に機能しなかった要因を分析し、その結果に応じた対策を講じることを検討されたい。 ▶ なお、上記の要因を踏まえた対応として、以下の手順が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・県が港湾施設使用の正確な実態把握を行い、ルールに基づく使用への是正を行う。 ・上記実態把握に基づき港湾施設維持上のリスクを整理する。 ・当該リスクを適時に港湾管理嘱託員が察知できるよう、巡視上の留意事項を具体化、及びその報告様式を検討する。 ・港湾管理嘱託員に対し、港湾施設維持上のリスク、及び巡視上の留意事項をレクチャーする。 	

項目	【意見 20-1】施設管理に必要な資格保有者の確保について	本編 P148
施設名	No.20 発電所 大淵	
現状	発電施設については、「電気主任技術者」及び「ダム水路主任技術者」の資格者が必要である。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業局に配属されている職員のうち「ダム水路主任技術者」及び「電気主任技術者」の資格を保有しているのは、現在当発電施設に配置されている職員のみであり、発電施設を運営管理するために配置が必要な資格保有者が不足している。 ○ 勤務地となる矢部川発電事務所への通勤手段は限られており、近隣に職員住宅がない状況において、勤務職員には長時間通勤による勤務時間上の不利益、もしくは、自家用車利用にかかる手当に関する規定が硬直的な場合には、車両や燃料の高騰に伴う経済的な不利益が生じる恐れがある。 ○ 資格保有者が少なければ、配置換えの選択肢が限定され、不利益が資格保有者に集中することになる。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 発電施設を運営管理するために配置が必要な資格保有者を計画的に増員することを検討されたい。 ▶ なお、現在の資格保有者がきわめて少数であるため、資格を保有することで不利益を受ける可能性があるのであれば、職員の積極的な資格取得は期待できない。「電気主任技術者」の資格免許交付には、資格試験もしくは学歴及び必要経験年数の要件があり、「ダム水路主任技術者」の資格免許交付には学歴、及び必要経験年数の要件がある。資格保有する職員を計画的に確保するには、不利益が資格保有者に集中することにならないよう手当等のインセンティブを別途具体的に検討する必要がある。 	

項目	【意見 20-2】土地の現状確認について	本編 P148
施設名	No.20 発電所 大洲	
現状	県は、水路等の発電施設が設置してある土地の他、施設設置時に発生した不用土砂を捨てるために取得した土地(土捨場)を保有している。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土捨場として利用する土地について、保安規則では現状確認の対象になっていない。 ○ 土捨場については、水路等の設置がないため巡視点検の対象になっていないが、不法投棄や隣接する民地所有者による越境使用等のリスクがある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 不法投棄等について適時適切な対応を可能にするため、現在実施している施設設置の土地の巡視に加え、土捨場についても巡視の対象とすることを検討されたい。 	

項目	【意見 20-3】長期間未利用となっている備品の取扱いについて	本編 P149
施設名	No.20 発電所 大洲	
現状	最終使用日は不明であり、少なくとも過去3年間は使用実績がない備品(ビデオカメラ)があった。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取得から20年以上経過しており機能の陳腐化が生じている可能性がある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該備品は利用見込みがないと考えられるため、備品管理事務の軽減、及び、有効活用の観点からも処分や売却を検討することが望ましい。 	

項目	【意見 22-1】施設管理に係る県の適切な指導と状況把握の必要性について	本編 P154
施設名	No.22 福岡県立四王寺県民の森	
現状	県は、施設の管理については指定管理者に委託しており、施設に不具合が生じたときは、随時報告を受けながら対応しているとしている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察の際、場外音楽場については舞台表層コンクリートの割れがあり、舞台裏の楽屋には落書きがなされている状況であった。 ○ 指定管理者によれば、令和2年度の時点では老朽化はここまで進んでおらず、老朽化が急速に進んだとのことであった。 ○ 県は、表層コンクリートの割れや落書きなどの施設状況については、指定管理者からの報告を受けておらず、施設の現状に係る認識がなかった。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定管理者は管理する施設に係る現地確認を定期的に行い、不具合等があれば県へ報告すべきであり、県は指定管理者へ施設維持のための必要な指導を行う必要がある。 	

項目	【意見 22-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて	本編 P155
施設名	No.22 福岡県立四王寺県民の森	
現状	県は、指定管理者に、年次報告にて実績報告と併せて年度末時点の備品台帳の報告を求めている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察にて、倉庫の中に長期間未利用となっている備品が発見された。 ○ 県が指定管理者に求める備品の現物管理は、備品の利用状況についてまでは報告を求めている。 ○ 廃棄申請は指定管理者から廃棄申請を受け、県が確認した上で廃棄を行うこととなっている。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 長期間未利用である備品を把握するため、備品の利用状況や長期間未利用となっている備品の有無についても報告を求めることが望ましい。 ▶ なお、倉庫で発見された備品は利用見込みがないと考えられるため、施設の有効活用の観点からも処分や売却を検討することが望ましい。 	

項目	【指摘事項 22-1】県の使用許可が必要な業務について	本編 P156
施設名	No.22 福岡県立四王寺県民の森	
現状	基本協定や年度協定に記載のない業務について、指定管理者が施設を利用して行う業務は、県の使用許可が必要である。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察の際に、「福岡の自然や四王寺山にかかわるもの」をテーマとした写真展の展示が行われていた。 ○ 当該写真展は施設の設置目的に合致したイベントであるが、写真展開催の主体が指定管理者ではなく、指定管理者は研修館を貸し出していた。 ○ 基本協定や年度協定に定める業務内容外の業務であり、使用許可が漏れていた。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定管理者は、基本協定の業務内容を理解し、使用許可に漏れないように心掛ける必要がある。 ▶ 県は、定期報告や年度の実績報告にて指定管理者がどのような業務を行っているかを確認の上、必要な使用許可に漏れないかについて確認する必要がある。 	

項目	【意見 22-3】個別施設計画の基本方針の考え方について	本編 P157
施設名	No.22 福岡県立四王寺県民の森	
現状	令和2年度に個別施設計画を策定している。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設計画では四王寺県民の森は県民利用施設の施設類型となっており、主な建物である管理センター・学習研修館及び学習展示館が対象となっている。 ○ 野外研修場、野外音楽堂に係る基本方針や施設改修に係る修繕見込が個別施設計画に考慮されておらず、野外研修場、野外音楽堂の老朽化を踏まえた今後の基本方針の検討がなされていない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県の策定した個別施設計画では施設類型が「県民利用施設」となっているが、本施設の設置目的や施設の現況からいえば施設類型は「公園」に近いと考えられる。 ▶ 県は、形式的な施設類型だけでなく、「個別施設ごとの維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期等を示すもの」である個別施設計画策定の趣旨を考慮して、個別施設計画の対象とする施設の範囲を検討することが望ましい。 	

項目	【意見 23-1】費用対効果を踏まえた施設更新に係る検討について	本編 P161
施設名	No.23 福岡県緑化センター	
現状	ボイラー室内の設備は設置から既に 40 年近くが経過している。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボイラー設備は温室のためだけに維持している設備である。 ○ 今後ボイラー設備の更新が必要になる見込みであり、数百万円程度のコストがかかる見込み。 ○ ボイラー施設を維持する目的である温室について、今後も維持するかが未検討。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 緑化センターの施設の機能として温室を維持するかについては、コスト面だけでなく費用対効果を踏まえて検討することが望ましい。 ▶ 費用対効果の検討のため、施設を利用する利用者に対して利用者アンケートで意見徴収を図る、HP で県民からの意見を求める等、県民のニーズがどの程度あるかを確認した上で、ボイラー室を維持するためのコストと比較衡量して、今後も、温室を維持するかを検討する必要がある。 	

項目	【意見 23-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて	本編 P162
施設名	No.23 福岡県緑化センター	
現状	県は、指定管理者に、年次報告にて実績報告と併せて年度末時点の備品台帳の報告を求めている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察の際、昭和 59 年に登録されたブラウン管テレビとビデオデッキを確認。 ○ 現在、利用されておらず、また今後の利用可能性は著しく低いと考えられる備品が、県民も利用可能なスペースに置かれており、放置されていた。 ○ 県が指定管理者に求める備品の現物管理は、備品の利用状況についてまでは報告を求めている。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 長期間未利用である備品を把握するためには、現物の有無だけではなく、備品の利用状況や長期間未利用となっている備品についてもあわせて報告を求めることが望ましい。 ▶ また、視察で確認したブラウン管テレビとビデオデッキについては今後の利用可能性は著しく低いと考えられることから、施設スペースの有効利用の観点からも早急に処分や売却を検討されたい。 	

項目	【意見 23-3】備品管理ラベルの貼付について	本編 P163
施設名	No.23 福岡県緑化センター	
現状	<p>県は、指定管理者に、年次報告にて実績報告と併せて年度末時点の備品台帳の報告を求めている。</p>	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の貸与備品で、過去に指定管理者にて管理利用していた備品管理ラベルと平成 26 年以降、県の物品番号で管理することとなったことに伴い新たに貼付した備品管理ラベルが、いずれも貼付されたままの備品が発見された。 ○ 県は、備品管理の効率化の目的で、備品管理ラベルを発行し、備品に貼付することで、備品現物の所在や現物管理に活用している。 ○ その趣旨からは、過去の備品管理ラベルと現在の備品管理ラベルの両方が貼付されていることは備品の管理で混乱を招きかねず、非効率な管理となっている。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 過去の備品管理ラベルと現在の備品管理ラベルで重複している備品については、現在の備品管理ラベルだけとし過去の管理ラベルは剥がす必要がある。現在利用している備品管理ラベルが明確にわかるようにすることが望ましい。 	

項目	【意見 24-1】講師が利用する持ち込み楽器の保管について	本編 P169
施設名	No.24 福岡県立北九州勤労青少年文化センター	
現状	音楽室は一般に貸出利用されており、主にカルチャースクール等で県民に利用されている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般に貸し出されている音楽室に、県の備品でない楽器が放置されていた。 ○ 県及び指定管理者に確認したところ、カルチャースクールで利用するため講師の私物の楽器を施設に残しているものであり、講師は特に楽器を置くための許可等はとっていないかった。 ○ 県の施設であり、当該音楽室は一般利用者にも貸し出しを行う部屋であることから、施設の私的利用を疑われるような行為は県として容認すべきでない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師の楽器について施設で保管する必要があるのであれば、指定管理者の事務所等、指定管理者の責任管理下で保管することが望ましい。 	

項目	【意見 24-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて	本編 P170
施設名	No.24 福岡県立北九州勤労青少年文化センター	
現状	県は、指定管理者に、年次報告にて実績報告と併せて年度末時点の備品台帳の報告を求めている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察の際、少なくとも 10 年以上使用されていない、昭和 58 年に購入したカメラ・レンズ及び映写機があった。 ○ 県が指定管理者に求める備品の現物管理は、備品の利用状況についてまでは報告を求めている。そのため、県は指定管理者に貸与している備品が未利用となっていることについて認識していなかった。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 長期間未利用である備品を把握するため、現物の有無だけでなく、備品の利用状況や長期間未利用となっている備品についても報告を求めることが望ましい。 ▶ 今回、発見された長期間未利用の備品 2 点は換金性がある備品と考えられるため、長期間未利用で換金性が認められるものについては、売却を含めて検討することが望ましい。 	

項目	【意見 24-3】県備品の管理について	本編 P171
施設名	No.24 福岡県立北九州勤労青少年文化センター	
現状	施設利用に際して必要な備品について、利用者に県有備品の貸出を行っている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察の際、県の備品である琴に個人の名前のラベルが張られていた。 ○ 指定管理者にヒアリングしたところ、自主事業で行っているカルチャースクールにおいて講座利用者が利用する際に、どの楽器を利用するかが分かるように名前のラベルを貼付していた。 ○ 琴は県有備品であるが、県有備品を個人の専有物として利用していると誤認される恐れがある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 琴は県有備品であり、個人の専有物として利用していると誤認されないように名前のラベルは利用すべきではない。 ▶ 琴には備品管理ラベルと別に管理のための連番のラベルが貼付されており、その連番を利用して利用者がどの楽器を利用するかについて分かるように利用者に周知し、個人の専有物として利用していると誤認されないようにする必要がある。 	

項目	【指摘事項 24-1】美術品の適切な管理について	本編 P171
施設名	No.24 福岡県立北九州勤労青少年文化センター	
現状	<p>県は、美術品について、県の財務規則にて写真(手札形)を撮った上で、美術品台帳に記載することを求めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>福岡県財務規則</p> <p>第 262 条関係 帳簿について</p> <p>12 備品のうち絵画、書、彫刻その他これらに類するもの(骨董品を含む。)で社会通念上芸術的価値のあるもの(以下、「美術品」という。)の取扱いについては、次によること。</p> <p>(省略)</p> <p>(2)美術品を取得したとき(交際、報償等の目的をもって取得した美術品をその目的にしたがって無償譲渡する場合を除く。)又は借り受けたときは、次により美術品台帳に記載すること。</p> <p>なお、この場合、当該美術品の物品登録票を添付すること。</p> <p>(省略)</p> <p>オ 写真貼付欄</p> <p>美術品を的確に把握するため一品ごとに写真(手札形)を撮り貼り付けること。</p> </div>	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 備品登録されている掛け軸について、備品ラベルが箱に残っていたものの、写真が残されておらず対応する掛け軸が具体的にどれかが不明瞭な状況であった。 ○ 美術品については、掛け軸を特定できる写真が残されていなかった。 ○ 通常の備品と違い美術品は現物に備品管理ラベルを貼付できないものがあることから、備品の現物を特定するため写真(手札形)を撮った上で、美術品台帳に記載することを求めていると考えられる。 ○ 価値ある美術品のすり替えや盗難を防ぐため現物を特定できるようにすることは県の財産管理上、重要である。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 美術品の管理に際しては、通常の備品の管理と異なる面があることを認識し、財務規則に従った備品管理を行う必要がある。 	

項目	【意見 24-4】基本協定書の管理仕様書の定め必要性について	本編 P173
施設名	No.24 福岡県立北九州勤労青少年文化センター	
現状	県は、指定管理者に対し管理仕様書で施設の維持管理に係る委託業務を定めている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本協定に管理仕様書に係る定めがなかった。 ○ 県は、指定管理者募集の際に現地説明会の出席を応募要件としており、現地説明会にて管理仕様書を出席者に対して配布していることから、指定管理者への周知は図れているとしている。 ○ 基本協定で管理仕様書に係る記載がないことは、施設維持管理のための管理仕様を協定で明確にしていない状況である。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 管理仕様書に法的な根拠を持たせるためにも、管理仕様書は基本協定にその取扱いを明示し、指定管理者に基本協定に基づく要求事項であることを示すことが望ましい。 	

項目	【意見 25-1】未利用スペースの有効活用の検討について	本編 P179
施設名	No.25 福岡県総合福祉センター	
現状	施設の図書コーナー内には、DVD の閲覧スペースが設けられている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症拡大以降、図書コーナー内の DVD の閲覧スペースは閉鎖されている。 ○ 指定管理者へのヒアリングでは、2020 年4月以降、利用制限されており、視察時で2年半以上、未利用となっているとのことであった。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響は長期化する可能性が高く、このままの状況を継続することは施設の有効活用の観点から望ましくない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 図書コーナー内の DVD の閲覧スペースについては規模の縮小や利用目的の変更など、今後の取扱いを検討することが望ましい。 	

項目	【意見 25-2】利用者を想定した維持管理の必要性について	本編 P181
施設名	No.25 福岡県総合福祉センター	
現状	施設の設立目的が『社会福祉に関する総合的な情報の提供、調査研究、相談指導、研修等を行うとともに、県民の参加及び交流の場を提供し、もって地域福祉の向上に寄与する。』となっており、また 6F には福岡県障がい者スポーツ協会や福岡県身体障害者福祉協会等、障がいのある人に係る関連団体が入居している。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の階のエレベーターホールの点字動線を確認したところ、点字ブロックの案内はあるものの、その先のフロア案内掲示には点字案内が剥げており不十分な状況であった。 ○ また一部の階では点字ブロックの動線がないにもかかわらず、フロア案内掲示には点字案内があり、動線と案内内容が整合していない状況であった。 ○ 当該施設は障がい者関連団体が多数入居している施設であること、点字図書館を有する施設であり視覚障がい者の利用も他施設に比べて多いものと想定される。 ○ そのためバリアフリー対応について特に配慮を行う必要がある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県及び指定管理者は、実際に視覚障がい者が利用するとした場合の動線の確認等、想定する利用者の立場からバリアフリー対応が十分であることを確認することが望ましい。 	

項目	【意見 27-1】大阪事務所長公舎の継続保有について	本編 P186
施設名	No.27 大阪事務所、所長公舎	
現状	大阪事務所長公舎は、現在、大阪事務所長の住居、つまり職員住宅として利用されている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪事務所は平成 24 年8月に当時の所管課長(商工部商工政策課)に対して、「大阪事務所が職員の居住の用に供するため確保する住宅について(協議)」の事務連絡を行い、公舎についての検討を行っている。公舎には課題があり、その対応として公舎の売却、及び所長の居住確保を借り上げにて所長の住居を確保するというものである。 ○ そこから 10 年経過した現時点においても課題対応が実現せず、当公舎の県保有が継続されている。 ○ 大阪事務所長公舎を継続保有することの課題認識への対応が実行できていない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 大阪事務所長公舎の保有目的、将来における利活用の可能性、現在の課題認識、及び財産価値等を踏まえて、売却を念頭に置いた継続保有の是非を検討されたい。 	

項目	【指摘事項 28-1】指定管理者交代の際の備品管理責任について	本編 P191
施設名	No.28 福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園	
現状	<p>指定管理者が管理する備品は、基本協定における備品管理に関する特記事項によれば、県から貸与された備品である備品Ⅰと、指定管理者が業務のために購入した備品Ⅱに分類される。</p> <p>備品Ⅱについては、指定管理期間が満了した際、施設運営上、特に必要と県が判断した場合は、県の指定により備品Ⅰとなり、後任の指定管理者に引継ぎが行われることとなる。県が指定しなかった備品Ⅱについては、基本協定における備品管理に関する特記事項 第4(備品の処分費用)及び第7(備品Ⅱ種の撤去等)に従い、前任の指定管理者の責任で必要な処分が行われる。</p>	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 備品倉庫として利用しているプレハブ小屋に、前任の指定管理者が残り、現在は未利用となっている多くの備品や消耗品を発見した。 ○ 現在の指定管理者の裁量で勝手に処分を行って良いかがわからず、指定管理者交代時から現況のまま手つかずでそのまま残されていた。 ○ 指定管理者の交代の際には前任の指定管理者の責任で不要な備品の処分が行われるべきであったにもかかわらず、実際には処分が行われておらず、施設の備品倉庫に放置されたままとなっている。 ○ 施設内の備品数が多く、プレハブ小屋を含めて倉庫として活用している状況であり、指定管理者へのヒアリングでは備品を保管するためのスペースが少ないことが課題となっていた。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定管理者が交代した際の際の引継ぎに際しては、県は基本協定に定める取り決めに従って、新たな指定管理者に引き継ぐ備品について必要なものについては指定を行うとともに、前任の指定管理者が不要な備品を残していないかについても県は十分に確認する必要がある。 ▶ 現在は、不要な備品が大量に倉庫に残っており、不要な備品については前任の指定管理者及び現在の指定管理者と協議の上、早急に処分を検討することが望ましい。 	

項目	【意見 29-1】敷地内の建築物に係る管理について	本編 P196
施設名	No.29 福岡県立あまぎ水の文化村	
現状	県道 509 号線沿いのアクアカルチャーゾーン横に待合小屋があり、当該小屋は県の敷地内に存在している。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者としては視察時点では特に小屋の管理を行っていないとのことであったが、県としては過去にバス停の待合所として、現指定管理者から設置の申請があり、当時の管理運営委託契約書の規定に基づき、県が承認しているとのことであった。 ○ 当該小屋は指定管理者が管理すべきものと認識されていなかったが、小屋の隣には自動販売機も設置されており、県民が自由に利用する休憩場所として利用することが想定される。 ○ 指定管理者の管理がされていない小屋を県民が利用できる状況となっていた。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定管理者は、過去に県に設置を申請した経緯を踏まえて、適切に当該小屋を管理する必要がある。 ▶ なお、当該小屋については、視察にて発見したものである。県担当者が施設を訪問した際に、県有施設以外で県有敷地に認識していない建築物がないか、その管理主体の確認等について確認するため、定期的に施設を視察することが望ましい。 	

項目	【意見 29-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて	本編 P197
施設名	No.29 福岡県立あまぎ水の文化村	
現状	県は、指定管理者に、年次報告にて実績報告と併せて年度末時点の備品台帳の報告を求めている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察の際、アクアカルチャーゾーン入場料を廃止した平成 14 年以降は利用されていない自動販売機が備品倉庫に保管されていた。 ○ 当該自動販売機については、現金のみ利用可能な券売機であり、今後の使用見込みはほとんどないとのことであった。 ○ 県が指定管理者に求める備品の現物管理は、備品の利用状況についてまでは報告を求めている。 ○ そのため、県は指定管理者に貸与している備品が長期間未利用となっていることについて認識していなかった。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 長期間未利用である備品を把握するため、備品の利用状況や長期間未利用となっている備品の有無についても報告を求めることが望ましい。 ▶ なお、備品を保管している部屋は机等、備品でいっぱいであった。当該自動販売機は保管のためにかかなりのスペースをとっていた。利用見込みのない備品については早急に廃棄や売却等、必要な措置を行うことが望ましい。 	

項目	【指摘事項 29-1】目的外使用許可の漏れについて	本編 P198
施設名	No.29 福岡県立あまぎ水の文化村	
現状	基本協定や年度協定に記載のない業務について、指定管理者が施設を利用して行う業務は、県の使用許可が必要である。	
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ せせらぎ館内及び敷地内バス停に自動販売機の設置、及びせせらぎ館内にクレーンゲーム等有料遊具が設置されていた。</p> <p>基本協定や年度協定、管理仕様書には業務内容として自動販売機の設置、及びせせらぎ館内にクレーンゲーム等有料遊具に係る記載は見当たらず、施設の設置目的外の利用である。</p> <p>○ 本来は、県の目的外使用許可が必要であるところ、目的外使用許可が行われていなかった。</p> <p>○ 施設の視察で自動販売機やクレーンゲーム等有料遊具の設置を確認できたが、県は目的外使用許可が漏れていることの認識がなかった。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>▶ 県は必要な許可を行う必要がある。</p> <p>▶ 施設を視察すれば自動販売機もクレーンゲーム等有料遊具も容易にその設置を確認できたことから、指定管理者から必要な目的外使用の申請が漏れていないか等の観点で県が定期的に施設を視察し、手続漏れがないかを確認することが望ましい。</p>	

項目	【意見 29-3】実績報告の徴収の必要性について	本編 P199
施設名	No.29 福岡県立あまぎ水の文化村	
現状	県は、指定管理者に対し管理仕様書で施設の維持管理に係る委託業務を定めている。また、毎年、実績報告の提出を求めている。	
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 管理仕様書に示す施設の維持管理業務について、指定管理者からの文書による実績報告を求めている。</p> <p>○ 県が、管理仕様書に基づいた施設の維持管理の実施状況を客観的に確認することが必要。</p> <p>(改善提案)</p> <p>▶ 県が、管理仕様書に基づいた施設の維持管理の実施状況を客観的に確認するため、管理仕様書との対応が分かる実績報告を徴収することが望ましい。</p>	

項目	【意見 29-4】あまぎ水の文化村における県有施設運営コスト把握の必要性について	本編 P200
施設名	No.29 福岡県立あまぎ水の文化村	
現状	県は、指定管理者に対し、毎年、実績報告の提出を求めている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、県が徴収している実績報告の収支計算書は県有施設と朝倉市有施設が一体となったものであり、県有施設のみに係る経費を把握するための実績報告を徴収していない。 ○ 県有施設の維持運営のため、どの程度の管理コストがかかっているかを把握できない。 ○ 施設のあり方を検討するため、あまぎ水の文化村あり方検討委員会(平成 31 年3月)による「あまぎ水の文化村の今後のあり方について」において施設のあり方を検討しているが、施設維持管理のためのコストを県有施設、市有施設に分けて把握しないまま施設のあり方を検討すれば、その判断を誤る恐れがある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県は県有施設に係る維持運営コストを把握するために、現在の実績報告書の様式に県有施設、市有施設毎に管理経費の内訳が分かるように指定管理者に指導することが望ましい。 	

項目	【意見 29-5】あまぎ水の文化村における持続可能な指定管理者制度の運用について	本編 P201
施設名	No.29 福岡県立あまぎ水の文化村	
現状	<p>県は、これまで蓄積した地域とのネットワークや水源地域の振興に係るノウハウをもつ等の理由で公益財団法人あまぎ水の文化村を指定管理者として個別選定している。</p> <p>施設維持に係る管理経費は指定管理者の基本財産運用益を財源とし、指定管理料は無償。</p>	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成6年当時と比べて、長期金利が大幅に低くなっているにもかかわらず、現在も過去同様に無償で施設運営(指定管理)の委託を行っているため、運用益が低迷し、指定管理者の財政状態が悪化している。 ○ 現在の指定管理者の事業運営が困難となった場合には、他の施設と同様に管理経費を積算し指定管理料を支払う必要性があり、県の財政負担が大きくなる恐れがある。 ○ 個別施設計画では施設の残年数を 39 年と試算しているが、指定管理者の赤字がこのまま継続すれば施設の残年数よりも早く指定管理者の事業運営が困難となる可能性がある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 現在の指定管理者を継続することが個別選定理由にあるように、財政的にも蓄積した地域とのネットワークや水源地域の振興に係るノウハウを活かしながら、円滑で効果的な運営のためにも最適と判断するのであれば、持続可能な指定管理者制度となるような検討を行うことが望ましい。 ▶ 指定管理者の管理経費削減の努力を行ってもなお、指定管理者の基本財産運用益や自主事業で獲得する収益で不足する財源については指定管理料として指定管理者に支払うことを検討することが考えられる。 	

Ⅲ 指定管理者制度について

項目	【意見Ⅲ1】指定管理者応募者数増加のための方策の検討について	本編 P205
現状	指定管理者の選定は、原則として『公募』によることとしている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査対象として選定した指定管理者制度を導入している施設のうち、7つが公募、3つが個別選定となっており、公募した施設については全て応募事業者が1社となっていた。 ○ 現地説明会の参加事業者への聞き取りや各課での課題分析を行っているにもかかわらず、現実として応募者が各施設とも1社にとどまっており、競争性を確保できているかに懸念のある状況。 ○ また応募者が1社しかない状況が続けば指定管理者の担い手が不足し、指定管理者制度を継続できない恐れがある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後の県施設の持続可能な施設運営のためにも、指定管理者制度が民間事業者にとって魅力のある制度であることが重要となる。競争性の確保のためにも応募者の増加が必要となるため、募集要領や応募条件について改善を図る必要があると考えられる。 ▶ 指定管理業務の主な業務は施設の管理運営業務であり、体育館等、応募者が複数事業者発生している施設も存在していることから、全庁的な課題として募集要領や応募条件等に際しての課題について正確に把握し、次回の公募の際には、競争性を確保するために複数の応募者が参加するような対応策を図ることが望ましい。 ▶ 他県の類似施設の応募状況を踏まえて、課題把握のために現在行っている現地説明会の参加事業者への聞き取り調査だけでなく、他県の公募資料や指定管理業務内容、インセンティブ等の分析を行い、応募者数増加に向けた取組みをすることが望ましい。 	

項目	【意見Ⅲ2】県と指定管理者との責任分担表の再検討と募集要領での公表について	本編 P207
現状	県は、指定管理者制度の公募に係る募集要領の標準例にて、県と指定管理者の責任分担を定めている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、新型コロナウイルス感染症拡大による休業期間や新型コロナウイルス感染症拡大に対応するための経費について、指定管理者に対して令和2年度及び令和3年度の指定管理料の増額を行っている。また令和4年度においては、コロナ禍でエネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける事業者を支援するため、県は光熱費等の高騰分を補助している。 ○ 当該対応は、基本協定別表1に定める不可抗力及び基本協定第7条但し書きに該当するものと判断の上、県の負担としている。 ○ しかし、募集要領の標準例だけを見れば、昨今の光熱費等の高騰や新型コロナウイルス対策に係る県と指定管理者の責任負担に関する記述が読み取れない。 ○ 募集要領の標準例を見て、昨今の光熱費の高騰や新型コロナウイルス対策に係る負担に関する責任が指定管理者のみにあると誤認する恐れがある。 ○ 結果、応募意欲を削がれる可能性があり、応募者が減少する要因となりうる。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後、新型コロナウイルス感染症拡大や、昨今の光熱費の高騰に対する県の対応を踏まえ、基本協定の責任分担表に発生起因や高騰の要因別の責任区分を明確にする必要がある。 ▶ また、指定管理者と県の責任負担が選定時に明確にわかるように、募集要領の標準例について見直しを行うことが望ましい。 	

項目	【意見Ⅲ3】指定管理者運用に係る共通ガイドラインの検討について	本編 P212
現状	県の指定管理者選定委員会の審議資料は県 HP で公表され、閲覧が可能な状況で公表されている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、県では指定管理者の選定から評価に至る方針について、毎年4月に当該年度の指定管理者選定施設担当者を集めた上で、選定方法等について説明を行う運用を行っている。 ○ 説明資料は、県の指定管理者選定委員会の審議資料として県 HP で公表されている。 ○ 但し、県として統一的な指定管理者運用に係る共通ガイドラインの作成までには至っていない。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定管理者制度の運用にあたって、県として所管課や指定管理者が準拠すべき基本的事項や留意事項についてガイドラインとしてとりまとめを行い、県 HP にて公表することは指定管理者の選定過程の透明性・公平性の確保や指定管理者制度の適切な運用を進めることに有意義であると考えられる。 ▶ 新潟県や島根県など、他県でも指定管理者制度のガイドラインを設け、公表している事例が多数存在することから、福岡県でもガイドラインを設け、運用することを検討することが望ましい。 	

項目	【意見Ⅲ4】指定管理料と受益者負担の考え方について	本編 P212
現状	県は、利用料金を徴収する県民利用施設について、5年に1回、定期的に利用料金の見直しを行っている。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用料金の見直し内容は、多くの施設については類似施設との料金比較、全国消費者物価指数との比較、及び消費税増税等に係る見直しに留まっている。 ○ 物価高騰や新型コロナウイルス感染症拡大対応等の影響で管理経費の増加が見込まれる。 ○ 利用者数が大きく増加しなければ今後も県の財政負担は増加していくことが予想される。 ○ 県の方針として施設の設置目的にあわせて受益者負担のあり方に係る方針をもたなければ、際限なく県の財政負担が増加する恐れがある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県は、県民向け施設に係る受益者負担のあり方に係る方針を検討することが望ましい。 ▶ 施設の設置目的を考慮して、どの程度県が財政負担を行うかの検討が必要となると考えられる。 ▶ 受益者負担のあり方に係る県民向け施設の統一的な方針を定めることで、限られた財源をどの施設に重点をおいて配分するか、政策的にどの施設を重視するか等の検討が図れるものと考えられる。 	

以上